

1 改正の理由・背景

- ◆「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を基本目標とし、2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする高い数値目標を掲げた「長野県ゼロカーボン戦略」を策定。
- ◆目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向。

2 改正の概要

建築分野における脱炭素化を一層促進する実効性のある取組として、以下のとおり改正。

断熱性能及びエネルギー消費性能に係る適合義務の基準を 省エネ基準からZEH水準の基準へ引上げ（令和10年4月1日から施行）

対象：全ての新築住宅（一戸建て住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿） ※建築住宅課所管
内容：断熱性能を強化、エネルギー消費量を現行基準より20%削減

地域区分 ※1	2地域 軽井沢町、南佐久郡 4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ 内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、 中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
断熱等性能 U _A 値 ※2	0.40 (0.46) ※4	0.50 (0.56) ※4	0.60 (0.75) ※4	0.60 (0.87) ※4
一次エネ消費量 BEI ※3	0.8 (1.0) ※4			

- ※1 地域区分：住宅の省エネ性能を設計するため1～8に区分
→指標が小さいほど寒い地域
- ※2 U_A値：外壁、床、屋根、窓などからの熱の逃げやすさを示す数値
→数値が小さいほど断熱性能が高い
- ※3 BEI：給湯、暖冷房、照明、換気などの設計一次エネルギー消費量を
基準一次エネルギー消費量で除した値
→数値が低いほど省エネ性能が高い
- ※4（ ）は、適合義務の現行基準である「省エネ基準」の数値

※ 並行して、断熱設計・施工講習会の開催、窓口の個別相談対応等の事業者支援を実施

新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設（令和10年4月1日から施行）

対象：延床面積300㎡以上の新築建築物（一般住宅は概ね対象外） ※ゼロカーボン推進課所管
設備容量：太陽光発電の場合4.5kW～45kW
※ 一定の場合の義務対象からの除外及び設備容量の緩和についても設定



設計者による建築主への説明義務の拡大（令和9年4月1日から施行）

対象：延床面積10㎡超の新築建築物 ※ゼロカーボン推進課・建築住宅課所管
説明内容：外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図る措置、導入可能な再生可能エネルギー設備の種別・容量など
※ 説明内容・精度の差異を解消するとともに設計者の負担軽減のための説明マニュアルを作成

